

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○ 廃棄物が地下にある土地の指定 (廃棄物対策課)	一
○ 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (共同参画社会推進課)	一
○ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出 (障害福祉課)	一
○ 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退 (同)	二
○ 保安林の指定施業要件の変更 (森林整備課)	二
○ 保安林の指定施業要件の変更の予定 (同)	二
○ 道路の区域変更 (道路課)	三
○ 土地区画整理組合の解散の認可 (都市計画課)	三
○ 都市計画事業の事業計画変更の認可 (下水道課)	三
○ 土地改良事業計画の認可(三件) (北部地方振興事務所)	四
○ 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件) (教育庁生涯学習課)	五
○ 選挙管理委員会 (教育庁生涯学習課)	五
○ 個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正	一〇

告 示

○ 宮城県告示第六十四号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定める区域

域を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指 定 区 域	埋 立 地 の 種 類
石巻市網地浜字小ブチヨ一番二の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十二条の二第一号に掲げる埋立地
石巻市沢田字広見山一番一の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十二条の二第三号に掲げる埋立地であつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第十二条の三十一号第二号に掲げるもの

○ 宮城県告示第六十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 代表者の氏名 八幡 悦子
- 二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区八幡六丁目二番十六・二〇一号
- 三 定款に記載された目的 この法人は、女性自らが暴力被害女性に対して、保護・自立支援に関する活動及び女性への暴力根絶に向けた事業を行い、女性の権利擁護ひいては男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。
- 四 申請のあつた年月日 平成二十三年一月七日

○ 宮城県告示第六十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百三十三号)第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十三年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一五五〇〇七六八	設置者名	宮城県高齢者生活協同組合	事業所の名称	八乙女児童デイ杜つ子	変更年月日	平成二十三年一月一日
		変更前	八乙女児童デイ杜つ子				
		変更後	杜つ子				

○宮城県告示第六十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十七条の規定により次のとおり指定障害者支援施設の指定の辞退があったので、同法第五十一条第三号の規定により告示する。

平成二十三年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一一二〇〇三三	事業所の名称及び所在地	若草園 登米市東和町米川字西綱木六番地一	設置者名	社会福祉法人 恵泉会	辞退年月日	平成二十三年三月三十一日
	〇四一一二〇〇四一		若生園 登米市東和町米川字西綱木二十四番地		社会福祉法人 恵泉会		平成二十三年三月三十一日

○宮城県告示第六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
黒川郡大和町吉田字山下一三八の六から一三八の八まで
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (二) 主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒川郡大和町吉田字欠入西一八の五、一八の六（次の図に示す部分に限る。）、一八の二〇六、一八の二〇七（次の図に示す部分に限る。）、一八の二〇八、一八の二〇九（次の図に示す部分に限る。）、一八の一一一、一八の一二五（次の図に示す部分に限る。）、一八の一一八、一八の一二一から一八の一二四まで

二 保安林として指定された目的
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

欠入西一八の五・一八の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一八の二〇六から一八の二〇八まで、一八の二〇九・一八の一一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
栗原市栗駒文字馬立場（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(二) 主伐に係る伐採種は定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市栗駒文字鍛冶屋（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(二) 次の森林については、主伐は、択伐による。

文字鍛冶屋二〇〇の三・二〇〇の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(三) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(四) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(五) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(二) 次の図「及び」次のとおりは、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線 名 女川牡鹿線

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	
	前	後
牡鹿郡女川町飯子浜字飯子二〇二番地先から 同郡同町飯子浜字夏浜一三三番二地先まで	敷地の幅員 (メートル) 八・〇〇 三〇・〇〇	敷地の延長 (メートル) 一五二・〇〇 一五二・〇〇

○宮城県告示第七十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により、土地区画整理組合の解散について、次のとおり認可した。

平成二十三年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

名取市関下土地区画整理組合

二 事務所の所在地

名取市増田字柳田三百七十九番一

三 解散事由

事業の完成

四 解散認可の年月日

平成二十三年一月二十一日

○宮城県告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

仙台市公共下水道

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

昭和三十二年建設省告示第百五十五号、昭和四十一年建設省告示第千九百三十三号、昭和四十二年建設省告示第百六十一号、昭和四十二年建設省告示第千三百八十七号、昭和四十四年建設省告示第千六百五十七号、昭和四十七年宮城県告示第百四十三号、昭和五十四年宮城県告示第千九百九十二号、昭和五十六年宮城県告示第百三十九号、昭和五十九年宮城県告示第七百三十七号、昭和六十年宮城県告示第百六十四号、昭和六十年宮城県告示第千四百四十三号、昭和六十一年宮城県告示第千三百五十六号、昭和六十二年宮城県告示第千三百六十五号、昭和六十三年宮城県告示第百三十四号、平成元年宮城県告示第百六号、平成元年宮城県告示第百八号、平成元年宮城県告示第百三十一号、平成五年宮城県告示第百四十五号、平成五年宮城県告示第百四十七号、平成五年宮城県告示第百七十一号、平成五年宮城県告示第百七十二号、平成七年宮城県告示第百九十二号、平成七年宮城県告示第百三十六号、平成九年宮城県告示第百六号、平成十年宮城県告示第百九十五号、平成十年宮城県告示第百九十六号、平成十三年宮城県告示第百五十七号、平成十五年宮城県告示第七百五十三号、平成二十二年宮城県告示第百五十七号の事業地に青葉区みやぎ台一丁目的一部、みやぎ台二丁目的一部、みやぎ台三丁目的一部、みやぎ台四丁目的一部、みやぎ台五丁目的一部、芋沢字横山の一部、芋沢字横手の一部、芋沢字荒屋敷の一部、芋沢字荒神の一部、芋沢字長坂の一部、芋沢字平の一部、芋沢字明神の一部、芋沢字要害の一部、下愛子字西風蕃山の一部、郷六字葛岡の一部、錦ヶ丘二丁目的一部、荒巻字青葉の一部、上愛子字新宮前の一部、上愛子字大針の一部、上愛子字田中的一部分、宮城野区蒲生字袋西ノ内第一の一部、若切字引目の一部、若切字今市東の一部、若切字余目南の一部、田子字中坪の一部、田子字田中西の一部、若林区霞目字谷風の一部、霞目二丁目的一部、荒井字遠藤の一部、荒井字鎌沼下の一部、荒井字沓形の一部、荒井字御散田の一部、荒井字広瀬の一部、荒井字広瀬前的一部分、荒

井字広瀬東の一部、荒井字小荒井東の一部、荒井字上目南の一部、荒井字東の一部、荒井字南原田の一部、荒井字浜田西の一部、荒井字舞台の一部、荒井字福在家の一部、荒井字平堀の一部、荒井字平堀東の一部、荒井字矢取の一部、荒井字矢取東の一部、荒井字揚戸の一部、日辺字宅地の一部、六丁目字小荒井東の一部、泉区上谷刈字沼の一部、上谷刈字飯屋敷の一部、上谷刈三丁目の一部、太白区山田字汚田通の一部、山田字竹ノ内前的一部分、富沢字宮崎の一部、秋保町湯元字枇杷原西の一部を追加するとともに、青葉区みやぎ台二丁目的一部分、みやぎ台二丁目的一部分、みやぎ台三丁目的一部分、芋沢字横山の一部、芋沢字板橋の一部を削除する。

○宮城県告示第七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、鶴田川沿岸土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画を平成二十三年一月十七日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十三年一月二十八日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 幸 夫

○宮城県告示第七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、加美郡西部土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画を平成二十三年一月十七日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十三年一月二十八日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 幸 夫

○宮城県告示第七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、旧迫川右岸土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画を平成二十三年一月十七日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十三年一月二十八日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋幸夫

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十三年一月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 入札に付する事項

- 1 調達役務の名称及び数量 宮城県図書館清掃業務 一式
- 2 調達役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
- 4 履行場所 仙台市泉区紫山一丁目一番地一 宮城県図書館
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時までに宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく

更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあつては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)(第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)(暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二条の第二項第一号又は第八号及び第七号の事業について、同項に規定する知事の登録を受けている者であること。

9 過去三年以内に国、地方公共団体又は民間企業から本件業務と同種の業務の委託を受け、延べ床面積一万平方米以上の建物に係る同種の業務を、十二か月以上継続して履行した実績を有すること。

10 入札に参加を希望する者は、8及び9に掲げる事項を証する書類を平成二十三年二月二十四日（木）午後五時までに3の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二一・二二一・三三三五）へ平成二十三年二月十六日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所及び問い合わせ先

〒980・八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十五階
宮城県教育庁生涯学習課管理調整班（担当 吉田 寛之 電話〇二一・二二一・三六五一）

2 入札説明書及び仕様書の交付期限

平成二十三年二月二十三日（水）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十三年二月二十二日（火）までに1あて申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十三年二月二十四日（木）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

平成二十三年三月十五日（火）午後五時まで（郵送により提出する場合は二重封筒とし、外封筒に入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。）。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時に開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十三年三月十六日（水）午前十一時十五分 宮城県行政庁舎十六階教育庁会議室
入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 入札参加に当たつての注意事項

1 調査基準価格について 本人札は、財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第百条の二及び「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」に基づき調査基準価格を設けるので、その調査基準価格を下回る入札があったときは、入札を保留にして調査を行い、地方自治法施行令第百六十七条の十第一項の規定により、予定価格の範囲内の価格で最低の価格の入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の入札者のうち最低価格の入札者を落札者とすることがある。

2 履行能力確認調査について

(一) 1の調査基準価格を下回る入札があり、入札が保留になったときは、最低価格入札者からの関係資料の提出及び事情聴取並びに関係機関への照会その他の方法により、最低価格入札者と契約することが、契約の適正履行及び公正な取引の秩序の観点から支障がないか調査（以下「履行能力確認調査」という。）する。

(二) 具体的な調査方法や最低価格入札者が提出すべき資料等、履行能力確認調査に関する内容は、「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」及び「清掃業務委託履行能力確認調査・審査基準」に規定されており、宮城県出納局契約課のホームページ（<http://www.pref.miyagi.jp/or/yaku>）からダウンロードすることができる。

3 業務委託費内訳書について

(一) 調査基準価格を下回る入札があったときは、調査基準価格を下回る入札を行った入札者から入札書に記載されている入札価格に対応した業務委託費内訳書の提出を求める場合がある。

(二) 業務委託費内訳書は、書面により提出すること。

(三) 業務委託費内訳書の様式は任意であるが、最低限数量、単価、金額等を記載すること。

4 調査基準価格を下回る価格で落札されたときの調査協力について この業務が調査基準価格を下回る価格で落札されたときは、業務の適正な履行を確保するため、履行期間中に必要な調査を行うことがある。その場合は、業務の受注者は次のとおり調査に協力しなければならない。

(一) 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(二) 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(三) (一)及び(二)に規定する書類について宮城県から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

5 長期継続契約について この業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約

対象業務としているため、この業務に係る歳出予算が不成立となったときは入札の中止や契約の解除を行うことがある。

六 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則第九十七条及び第九十八条並びに平成二十二年度における入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十二年宮城県規則第十九号）第二条の規定による。

- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び百十四条の規定による。

- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

- 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- 6 落札者の決定の方法 財務規則第百条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をしたものを落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る入札について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

- 7 契約書作成の要否 要
- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Service to be Procured : Cleaning of the Miyagi Library building
- 2 Period of Contract : April 1, 2011 to March 31, 2014
- 3 Deadline to Submit Bid (in person) and Place : March 16, 2011, 11 : 15 a.m. Miyagi Prefectural Government Office building, 16th Floor, Board of Education Secretariat Meeting Room

- 4 Deadline to Submit Bid (by mail) : March 15, 2011, 5 : 00 p.m.

- 5 Contact person : Hiroyuki Yoshida, Management Section, Lifelong Learning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. Tel.: 022-211-3651

- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese Yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十三年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達役務の名称及び数量 宮城県美術館清掃業務 一式
- 2 調達役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
- 4 履行場所 仙台市青葉区川内元支倉三十四番一 宮城県美術館

- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

- 2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時まで宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

- 3 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

- 4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- 5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合には、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 6 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお

従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)(第二十条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という))である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二条の二第一項第一号又は第八号及び第七号の事業について、同項に規定する知事の登録を受けている者であること。

9 過去三年以内に国、地方公共団体又は民間企業から本件業務と同種の業務の委託を受け、延べ床面積一万平方米以上の建物に係る同種の業務を、十二か月以上継続して履行した実績を

有すること。

10 入札に参加を希望する者は、8及び9に掲げる事項を証する書類を平成二十三年二月二十四日(木)午後五時までに3の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十三年二月十六日(水)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所及び問い合わせ先
千九八〇・八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十五階

2 入札説明書及び仕様書の交付期限
宮城県教育庁生涯学習課管理調整班(担当 吉田 寛之 電話〇二二・二二一・三六五一)
平成二十三年二月二十三日(水)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十三年二月二十二日(火)までに1あて申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査
入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十三年二月二十四日(木)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限
平成二十三年三月十五日(火)午後五時まで(郵送により提出する場合は二重封筒とし、外封筒に入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること)。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時に開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所
平成二十三年三月十六日(水)午前十時三十分 宮城県行政庁舎十六階教育庁会議室

四 入札に参加することができる者
1 二に定める資格を有しない者
2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 入札参加に当たつての注意事項

- 1 調査基準価格について 本人札は、財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第百条の二及び「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」に基づき調査基準価格を設けるので、その調査基準価格を下回る入札があったときは、入札を保留にして調査を行い、地方自治法施行令第百六十七条の十第一項の規定により、予定価格の範囲内の価格で最低の価格の入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の入札者のうち最低価格の入札者を落札者とすることがある。

2 履行能力確認調査について

- (一) 1の調査基準価格を下回る入札があり、入札が保留になったときは、最低価格入札者からの関係資料の提出及び事情聴取並びに関係機関への照会その他の方法により、最低価格入札者と契約することが、契約の適正履行及び公正な取引の秩序の観点から支障がないか調査（以下「履行能力確認調査」という。）する。

- (二) 具体的な調査方法や最低価格入札者が提出すべき資料等、履行能力確認調査に関する内容は、「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」及び「清掃業務委託履行能力確認調査・審査基準」に規定されており、宮城県出納局契約課のホームページ（<http://www.pref.miyagi.jp/keijaku/>）からダウンロードすることができ。

3 業務委託費内訳書について

- (一) 調査基準価格を下回る入札があったときは、調査基準価格を下回る入札を行った入札者から入札書に記載されている入札価格に対応した業務委託費内訳書の提出を求める場合がある。
- (二) 業務委託費内訳書は、書面により提出すること。
- (三) 業務委託費内訳書の様式は任意であるが、最低限数量、単価、金額等を記載すること。

4 調査基準価格を下回る価格で落札されたときの調査協力について

- この業務が調査基準価格を下回る価格で落札されたときは、業務の適正な履行を確保するため、履行期間中に必要な調査を行うことがある。その場合は、業務の受注者は次のとおり調査に協力しなければならない。
- (一) 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。
 - (二) 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。
 - (三) (一)及び(二)に規定する書類について宮城県から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

5 長期継続契約について

この業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自治

治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務としているため、この業務に係る歳出予算が不成立となったときは入札の中止や契約の解除を行うことがある。

六 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- 2 入札保証金 財務規則第九十七条及び第九十八条並びに平成二十二年度における入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十二年宮城県規則第十九号）第二条の規定による。

- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び百十四条の規定による。

- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

- 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- 6 落札者の決定の方法 財務規則第百条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をしたものを落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る入札について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

- 7 契約書作成の要否 要
- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

七 概要

Summary

- 1 Service to be Procured: Cleaning of the Miyagi Museum of Art
- 2 Period of Contract: April 1, 2011 to March 31, 2014
- 3 Deadline to Submit Bid (in person) and Place: March 16, 2011, 10:30 a.m. Miyagi Prefectural Government Office building, 16th Floor, Board of Education Secretariat Meeting

- Room
- 4 Deadline to Submit Bid (by mail) : March 15, 2011, 5 : 00 p.m.
 - 5 Contact person : Hiroyuki Yoshida, Management Section, Lifelong Learning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423
Japan, Tel.: 022-211-3651
 - 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

選挙管理委員会

○宮選管告示第九号

平成七年宮選管告示第八号(個人演説会等を開催することができる施設の告示)の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月二十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

高須賀地区定住センターの項の次に次のように加える。

遊楽館

にっこりサンパーククラブハウス

同 市北村字前山一五番地一

同 市北上町十三浜字小田九三番地四